

札幌市内における協力要請

考え方

札幌市における感染を徹底して抑え込み、全道への拡大を防ぐため、道の警戒ステージ4相当の強い措置を講じる

期間

令和3年3月27日(土)から4月16日(金)まで

目標

道の警戒ステージ3相当（国のステージⅡ）以下を目指す

特措法第24条第9項に基づく協力要請等の実施

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

◆ 感染リスクを回避できない場合

- ・札幌市内においては、不要不急の外出を控える
- ・札幌市との不要不急の往来を控える

〔※札幌市の新規感染者数293人/週以下、病床数110床以下を目安とし、感染状況に応じて期間中の解除も検討する〕

◆ このほか、引き続き、「感染の再拡大防止に向けて」（令和3年3月8日施行）による感染防止行動の実践を要請する。

感染防止対策を徹底した
「新しい旅のスタイル」を構築し、
普及・定着

同居者
(個人も可)
との旅行
に限定



感染防止対策
の徹底



域内旅行
に限定
〔マイクロ
ツーリズム〕

利用者

- 「黙食・黙浴」の推奨
- マスク着用
- 大声で会話しない
- COCOA等の登録
- 感染対策の同意書を提出
- アンケートの提出

事業者

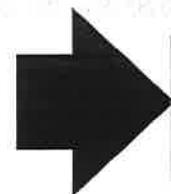
- 「黙食・黙浴」のポスター等を掲示
- 部屋食や同居者限定テーブルの利用
- 密にならないチェックイン対応
- 誓約書の提出
- 抜き打ち検査の実施

域内旅行に限定

- ①札幌市
- ②道央1（石狩（札幌市を除く）、空知）
- ③道央2（後志、胆振、日高）
- ④道南（渡島、檜山）
- ⑤道北（上川、留萌、宗谷）
- ⑥道東（オホーツク、十勝、釧路、根室）

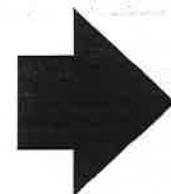
停止条件について

- モデル事業参加の宿泊施設において集団感染が発生した場合



当該施設を停止

- 圏域内の複数の宿泊施設で集団感染が発生した場合



圏域を停止

停止条件について

- 特定地域における外出や往来の自粛等の要請をする場合
- まん延防止重点措置の検討を開始した場合

開始時期

4月2日(金)～4月30日(金)
(チェックアウト分まで)

- 販売開始 4月1日から
 - 利用開始 4月2日から
- ・札幌市は当面延期